

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-537788(P2004-537788A)

【公表日】平成16年12月16日(2004.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2004-049

【出願番号】特願2003-505715(P2003-505715)

【国際特許分類第7版】

G 06 T 11/60

【F I】

G 06 T 11/60 100 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月13日(2004.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータシステムにおいて、未レンダリングフォーマットで表されたドキュメントを調べて、該ドキュメントをプリントする際に使用されるレンダリングフォーマットに該ドキュメントを変換するために実行すべき少なくとも1つのレンダリング操作を識別するステップと、

前記少なくとも1つのレンダリング操作を実行可能な少なくとも1つのレンダリングアプリケーションを識別するステップと、

前記ドキュメントを前記少なくとも1つのレンダリングアプリケーションにあてがって、前記少なくとも1つのレンダリング操作を実施するステップと、
を含む、仲介レンダリング方法。

【請求項2】

前記コンピュータシステムにおいて、前記未レンダリングフォーマットで表された前記ドキュメントを調べて、該ドキュメントをプリントする際に使用される前記レンダリングフォーマットに該ドキュメントを変換するために実行すべき少なくとも1つのレンダリング操作を識別する前記ステップが、前記未レンダリングフォーマットで表された前記ドキュメントを中間プリントフォーマットに変換する予め定められた実行すべきレンダリング操作を識別するステップをさらに含み、前記レンダリングフォーマットは前記中間プリントフォーマットである、請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記コンピュータシステムにおいて、前記未レンダリングフォーマットで表された前記ドキュメントを調べて、該ドキュメントをプリントする際に使用される前記レンダリングフォーマットに該ドキュメントを変換するために実行すべき少なくとも1つのレンダリング操作を識別する前記ステップが、中間プリントフォーマットで表された前記ドキュメントをプリンタ使用可能フォーマットに変換する予め定められた実行すべきレンダリング操作を識別するステップをさらに含み、前記未レンダリングフォーマットは前記中間プリントフォーマットであり、前記レンダリングフォーマットはプリンタ使用可能フォーマットである、請求項1記載の方法。

【請求項4】

前記少なくとも1つのレンダリング操作を実行可能な前記少なくとも1つのレンダリン

グアプリケーションを識別する前記ステップが、前記未レンダリングフォーマットで表された前記ドキュメントを前記中間プリントフォーマットに変換する予め定めされたレンダリングアプリケーションを識別するステップをさらに含む、請求項2記載の方法。

【請求項5】

前記少なくとも1つのレンダリング操作を実行可能な前記少なくとも1つのレンダリングアプリケーションを識別する前記ステップが、前記中間プリントフォーマットの前記ドキュメントを前記プリンタ使用可能フォーマットに変換するドライバを識別するステップをさらに含む、請求項3記載の方法。

【請求項6】

未レンダリングフォーマットで表されたドキュメントを調べて、該ドキュメントをプリントする際に使用されるレンダリングフォーマットに該ドキュメントを変換するために実行すべき少なくとも1つのレンダリング操作を識別する手段と、

前記少なくとも1つのレンダリング操作を実行可能な少なくとも1つのレンダリングアプリケーションを識別する手段と、

前記ドキュメントを前記少なくとも1つのレンダリングアプリケーションにあてがって、前記少なくとも1つのレンダリング操作を実施する手段と、
を備えている仲介レンダリングシステム。

【請求項7】

前記未レンダリングフォーマットで表された前記ドキュメントを調べて、該ドキュメントをプリントする際に使用される前記レンダリングフォーマットに該ドキュメントを変換するために実行すべき前記少なくとも1つのレンダリング操作を識別する前記手段が、前記未レンダリングフォーマットで表された前記ドキュメントを中間プリントフォーマットに変換する予め定められた実行すべきレンダリング操作を識別する手段をさらに備え、前記レンダリングフォーマットは前記中間プリントフォーマットである、請求項6記載のシステム。

【請求項8】

前記未レンダリングフォーマットで表された前記ドキュメントを調べて、該ドキュメントをプリントする際に使用される前記レンダリングフォーマットに該ドキュメントを変換するために実行すべき前記少なくとも1つのレンダリング操作を識別する前記手段が、中間プリントフォーマットで表された前記ドキュメントをプリンタ使用可能フォーマットに変換する予め定められた実行すべきレンダリング操作を識別する手段をさらに含み、前記未レンダリングフォーマットは前記中間プリントフォーマットであり、前記レンダリングフォーマットはプリンタ使用可能フォーマットである、請求項6記載のシステム。

【請求項9】

前記少なくとも1つのレンダリング操作を実行可能な前記少なくとも1つのレンダリングアプリケーションを識別する前記手段が、前記未レンダリングフォーマットで表された前記ドキュメントを前記中間プリントフォーマットに変換する予め定められたレンダリングアプリケーションを識別する手段をさらに備えている、請求項7記載のシステム。

【請求項10】

前記少なくとも1つのレンダリング操作を実行可能な前記少なくとも1つのレンダリングアプリケーションを識別する前記手段が、前記中間プリントフォーマットの前記ドキュメントを前記プリンタ使用可能フォーマットに変換するドライバを識別する手段をさらに備えている、請求項8記載のシステム。